

米国判例紹介

「アップル対サムスン事件」の裁量上訴

Samsung's petition for writ of certiorari, 2015/12/14

藤野仁三

本誌前号で「アップル対サムスン事件」の控訴審（CAFC）判決を紹介した。連邦最高裁は3月21日、同判決に対するサムスンのCertiorariを受理することを発表した。これにより、アップル対サムスン事件の損害賠償問題は白紙に戻ったと言ってよい。

米国における連邦最高裁への上告は、Appeal(権利上訴)とCertiorari (裁量上訴) に大別される。権利上訴については、最高裁は要件が満たされている限りその上訴を受理しなければならない。これに対して裁量上訴は、事案の重要性に鑑みて最高裁が再審すべきどうかを決めることができるもので、知的財産関連の事案はほぼすべてが裁量上訴の案件である。

[提起された問題点]

今回の裁量上訴は、iPhone関連のデザイン特許侵害の損害賠償認定について、最高裁に対して、120年以上も前のデザイン特許判例の見直しを求めるものである。

具体的な争点は次の2点となる。

1. デザイン特許が保護されない非装飾的な特徴を含む場合、地裁は陪審員に対して、デザイン特許の対象を保護されている装飾的な機能に限定して適用するように説示すべきか。

2. デザイン特許が製品全体の一部品だけを対象としている場合、侵害者の支払う損害賠償は当該部品が寄与した利益だけに限定されるか。

第一の争点は、デザイン特許の権利保護範囲に関するもので、本件では、アップルのデザイ

ン特許により丸い角部や平坦な表示部などの非装飾的な特徴についてもカバーされるとの解釈がなされたとして、そのような解釈の見直しを求めるものである。

第二の争点は、いわゆる「全体市場価値ルール（EMVR）」の適否を問うものである。近年、技術関連の特許については、EMVRの適用を控える判断がCAFC判決にも見られるようになった。特に、標準必須特許絡みで顕著である。本件は、デザイン特許についてそのような法解釈の適用を求めるものである。

[裁量上訴の背景]

訴状の中でサムスは「製品販売に1%だけ寄与しているデザイン特許に、製品販売による利益の100%を損害賠償として認める判例法はばかげている（absurd）」と主張した。

これは、直接にはEMVRにもとづく損害賠償算定の矛盾についての指摘であるのだが、120年以上も前の最高裁判例に縛られ、地裁やCAFCが時代に合った法解釈の見直しを放棄したことを批判する意味合いにもとれる。

観測筋によれば、これまでアップル側だった専門家も、最高裁に提出した意見書ではほとんどがサムスの主張を支持しているという。また、アップルの3件のデザイン特許のうち1件が再審査で無効とされた（FOSS PATENTS）。

アップルとしては逆風の中で連邦最高裁の審理を迎えなければならなくなった。最悪のシナリオとなったと言えよう。

(藤野IPマネジメント代表)